# 船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

一 船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年天蔵省令第二号)

	2~3 (略)	2~3 (略)
〜③(略) - 以上のほか、組合の損益の状態を正確に判断するために必 5な事項		( <u>—</u> )
<u>「の総額</u> ]に関する内訳	(1)~(2) (略) (3) 子会社等との取引高の総額 (4) 以下の収益及び費用に関する内訳	(1)~(2) (略) (削る) (3) 以下の収益及び費用に関する内訳
3載上の注意) 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは この限りでない。	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。 、この限りでない。	(記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
日から   半期損益計算書 日まで	年度中[ 年 月 年 月	年度中 年 月 日から 】 半期損益計算書 年 月 日まで 】
	第3	第3
	別紙様式第3号(第48条関係)	別紙様式第3号(第48条関係)
行	現	改正案

1

 $\equiv$ 証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十六号)

二 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額(以	二 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金額(以
合併契約の定めに従い定めた額	° )
のに限る。)の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収	引所が吸収合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る
ロ 吸収合併対価(吸収合併存続会員証券取引所の出資に係るも	ロ 吸収合併純財産変動額の範囲内で、吸収合併存続会員証券取
以下「吸収合併直前基本金額」という。)	以下「吸収合併直前基本金額」という。)
イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額 (	イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額 (
吸収合併後基本金額」という。) 次に掲げる額の合計額	吸収合併後基本金額」という。) 次に掲げる額の合計額
一 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「	一 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の基本金額(以下「
、当該各号に定める額とする。	
合において、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号に掲げる額は	
財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場	に掲げる額は、当該各号に定める額とする。
(以下「吸収合併対価」という。) の時価その他当該吸収合併対象	する場合を除く。)には、吸収合併存続会員証券取引所の次の各号
取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して交付する財産	吸収合併存続会員証券取引所の持分である場合(次条の規定を適用
う。)の全部の取得原価を吸収合併に際して吸収合併存続会員証券	交付する財産(以下「吸収合併対価」という。)の全部又は一部が
続会員証券取引所が承継する財産(以下「吸収合併対象財産」とい	存続会員証券取引所が吸収合併消滅会員証券取引所の会員に対して
この条から第二十七条の五までにおいて同じ。)により吸収合併存	この条から第二十七条の五までにおいて同じ。)に際して吸収合併
第二十七条の二 吸収合併(法第百三十七条の吸収合併をいう。以下	第二十七条の二 吸収合併 (法第百三十七条の吸収合併をいう。以下
産)	分である場合における吸収合併存続会員証券取引所の純財産)
(時価で評価する場合における吸収合併存続会員証券取引所の純財	(吸収合併対価の全部又は一部が吸収合併存続会員証券取引所の持
	Ī
現	改 正 案

額「吸収合併後基本準備金額」という。) 次に掲げる額の合計下「吸収合併後基本準備金額」という。) 次に掲げる額の合計

額(以下「吸収合併直前基本準備金額」という。)
イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金

めに従い定めた額(零以上の額に限る。)の範囲内で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定の 吸収合併純財産変動額から前号ロに掲げる額を減じて得た額

る場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 前項に規定する「吸収合併純財産変動額」とは、次の各号に掲げ

図収合併により吸収合併存続会員証券取引所の持分に係 が価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定す が価の価額をいう。) (吸収合併対象財産の時価を適切に算定す の収合併対価の時価その他適切な方法により算定された吸収合併 が価の価額をいう。) の全部の取得原価を吸収合併 が個の価額をいう。) の全部の取得原価を吸収合併 が個の価額をいう。) の全部の取得原価を吸収合併 が個の価額をいう。) の全部の取得原価を吸収合併 が個の価額をいう。) の全部の取得原価を吸収合併 がしている。) の名のに限る。)

をいう。以下同じ。) 「前号の規定を適用することにより純財産を計算することができ」 をいう。以下同じ。)

(基本金等も引き継ぐ場合等における純財産)

下「吸収合併後基本準備金額)という。) 次に掲げる額の合計

額

額(以下「吸収合併直前基本準備金額」という。) イ 吸収合併の直前の吸収合併存続会員証券取引所の基本準備金

で、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従い吸収合併対価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範囲内

口

前項に規定する場合において、吸収合併に係る費用があるときは定めた額

2

当該費用のうち吸収合併対価として考慮すべきものをも吸収合併

対価として考慮するものとする。

(基本金等も引き継ぐ場合における純財産)

第二十七条の三 吸収合併存続会員証券取引所の基本金及び基本準備 に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。 る場合には、吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の次の各号 本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適切であ 金につき吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前の基

- 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計
- 1 吸収合併直前基本金額
- 口 (吸収合併対価が存しない場合にあつては、零) 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本金の額
- 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収合併直前基本準備金額
- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備 額 (吸収合併対価が存しない 場合にあつては、 零) 余
- 2 である場合」とは、 備金につき吸収合併消滅会員証券取引所における吸収合併の直前 基本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適切 項に規定する「吸収合併存続会員証券取引所の基本金及び基本 次のいずれにも該当する場合をいう。
- 合併の直前の帳簿価額を付す 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員証券取引所における吸収 き場合であること。
- 次に掲げるいずれかの場合であること
- 吸収合併対価の全部が吸収合併存続会員証券取引所の持分で

ある場合

第二十七条の三 併存続会員証券取引所の基本金についても吸収合併消滅会員証券取 引所における吸収合併の直前の基本金を引き継ぐものとして計算す おける吸収合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、 に掲げるものの額は、当該各号に定める額とする。 きときは、 吸収合併後の吸収合併存続会員証券取引所の次の各号 吸収合併対象財産に吸収合併消滅会員証券取引所に 吸収合

- 吸収合併後基本金額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収合併直前基本金額
- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本金の額
- 吸収合併後基本準備金額 次に掲げる額の合計額
- イ 吸収合併直前基本準備金額
- 口 吸収合併の直 |前の吸収合併消滅会員証券取引所の基本準備

の額

(新設

# ロ 吸収合併対価が存しない場合

# 二次に掲げるいずれかの場合であること。

# 前項の規定に従つて計算すべき場合

いこの条の規定を適用するものと定めた場合いて、吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従って、現収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定めに従って、場がる場合のほか、前条第二項第二号に掲げる場合にお

# 第二十七条の四 削除

# (その他の場合における純財産)

吸収合併後基本金額
次に掲げる額の合計額

イ 吸収合併直前基本金額

古 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。) の 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。)を減じ の 吸収合併対象純資産額(吸収合併対象財産(資産に限る。)

# イ 吸収合併直前基本準備金額

吸収合併後基本準備金額

次に掲げる額の合計額

の範囲内で吸収合併存続会員証券取引所が吸収合併契約の定め
ロ 吸収合併対象純資産額から前号ロに掲げる額を減じて得た額

# に従い定めた額

財産)(時価等で評価する場合における新設合併設立会員証券取引所の純

財産

員証券取引所の会員に交付する新設合併対価の全部が新設合併設立 掲げる額は、 こととすべき場合において の会員に対して交付する財産をいう。 際して新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取引所 引所をいう。以下この条において同じ。 取引所における帳簿価額とすべき場合における当該一の会員証券取 設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設合併設立会員証券 証券取引所のうち、一の会員証券取引所の有する財産に付された新 までにおいて同じ。)により承継する財産 会員証券取引所の持分である場合において、 所の持分であるときは、 交付する新設合併対価の全部又は 該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定する 条において同じ。)の全部の取得原価を新設合併対価 十八条に規定する新設合併をいう。 一十七条の六 の規定によるものと定めたときは という。) 当該各号に定める額とする。 新設合併設立会員証券取引所が新設合併 (新設合併取得会員証券取引所 新設合併設立会員証券取引所の次の各号に 新設合併取得会員証券取引所の会員に 部が新設合併設立会員証券取引 以下この条から第二十七条の九 以下同じ。 この限りでない。 )の財産を除く。以下この ただし、 。 以 下 新設合併契約により次 (新設合併消滅会員 )の時価その他当 「新設合併対象財 設 (新設合併に 合併取得会 (法第百三

(時価等で評価する場合における新設合併設立会員証券取引所の純

第二十七条の六 いて、 時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合にお )の時価その他当該新設合併設立会員証券取引所が承継する財産 所の会員に対して交付する財産をいう。 の条において同じ。 該一の会員証券取引所をいう。 財産に付された新設合併直前の帳簿価額を当該財産に付すべき新設 新設合併消滅会員証券取引所のうち、 各号に定める額とする に際して新設合併設立会員証券取引所が新設合併消滅会員証券取 合併設立会員証券取引所における帳簿価額とすべき場合における当 いて同じ。)により承継する財産 十八条の新設合併をいう。以下この条から第二十七条の九までにお 新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、 新設合併設立会員証券取引所が新設合併 )の全部の取得原価を新設合併対価 以下同じ。 (新設合併取得会員証券取引所 一の会員証券取引所の有する 以下この条におい )の財産を除く。以下こ (新設合併 (法第百 て同じ。

額に限る。) 新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の合員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の合計額をいう。次号において同じ。) の範囲内で、新設合併消滅合計額をいう。という。) 新設合併出資金額(次に掲げる額の立時基本金額」という。) 新設合併出資金額(次に掲げる額の

継するものに限る。)をいう。)
に付すべき価額を減じて得た額(新設合併取得会員証券取引所から承に付すべき価額から新設合併対象財産(負債に限る。)に付す

(削る)

(削る)

(削る)

の額に限る。 滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに従い定めた額 額が零未満である場合にあつては、 により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産 立時基本金額」という。 承継するものに係るものに限る。 付すべき価額を減じて得た額 )に付すべき価額から新設型再編対象財産 新設合併設立会員証券取引所の設立時の基本金の額 新設合併簿価会員資本額 (新設合併取得会員証券取引所から をいう。 零)の範囲内で、 以下同じ。 (負債に限る。 (資産に限る 新設合併消 ( 以 下 (新設合併 (零以上 (当該

新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 「設立時資本準備金額」という。) イ及びロに掲げる額の合計 社が新設合併類約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。) 社が新設合併類約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。) 部分新設合併簿価会員資本額(当該新設合併取得会員証券取引所 部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあつては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分割ので、新設合併簿価会員資本額が零ま満である場合にあっては、 一部分割のでは、 「おります」という。 「おります。 「おります」という。 「おりまする。 「おりまる。 「おりまる。 「おりまする。 「おりまる。 「もり。

一 新設合併対価時価

# 一 設立時基本金額 次に掲げる額の合計額

回 新設合併対価時価の範囲内で、新設合併消滅会員証券取引所 イ 新設合併取得会員証券取引所の新設合併の直前の基本金の額

# | 設立時基本準備金額 次に掲げる額の合計額

が新設合併契約の定めに従い定めた額

(零以上の額に限る。

| 囲内で、新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約の定めに | 新設合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額の範 | の額 | お設合併取得会員証券取引所の新設合併の直前の基本準備金

# (基本金等も引き継ぐ場合等における純財産)

従い定めた額

(零以上の額に限る。

る額は、当該各号に定める額とする。 切である場合には、新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げ 前の基本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算することが適 前の基本の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直 を同りますることが適 のとして計算することが適 のとして計算することが適

設立時基本金額
新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取

設立時基本金額

新設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取

、当該費用のうち新設合併対価として考慮すべきものをも新設合併2 前項に規定する場合において、新設合併に係る費用があるときは

対価として考慮するものとする。

(資本金等も引き継ぐ場合における純財産)

第二十七条の七 新設合併対象財産(新設合併により新設合併設立会) 第二十七条の七 新設合併対象財産(新設合併により新設合併設立会員証券取引所が承継する財産をいう。次条において同じ。)に全部が基本準備金についても全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併の直前の資本金及び基本準備金を引き継ぐべきときは、る新設合併の直前の資本金及び基本準備金を引き継ぐべきときは、る新設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は、当該各号において同じ。)に全部である額とする。

所(非承継消滅会員証券取引所を除く。)の基本金の額の合計額 別所の基本金の額の合計額 別が非承継消滅会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。)である 別滅会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。)である 別滅会員証券取引所をいう。以下この条における当該新設合併 別が非承継消滅会員証券取引所の会

設合併の直前の各新設合併消滅会員証券取引所(非承継消滅会員所の一部が非承継消滅会員証券取引所である場合にあつては、新券取引所の基本準備金の額の合計額(新設合併消滅会員証券取引 設立時基本準備金額 新設合併の直前の各新設合併消滅会員証

準備金につき全部の新設合併消滅会員証券取引所における新設合併2 前項に規定する「新設合併設立会員証券取引所の基本金及び基本証券取引所を除く。)の基本準備金の額の合計額)

おける新設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合であること。新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅会員証券取引所に

が適切である場合」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。の直前の基本金及び基本準備金を引き継ぐものとして計算すること

一一一新設合併消滅会員証券取引所の持分である場合であること一新設合併消滅会員証券取引所の会員に交付する新設合併対価の

二次に掲げるいずれかの場合であること。

イ 前項の規定に従つて計算すべき場合

引所基本金の額の合計額

設立時基本準備金額
新設合併の直前の各新設合併消滅会員証

券取引所の基本準備金の額の合計額

(新設)

口 産を計算することができない場合又は計算することが適切でな い場合において、 定めに従いこの条の規定を適用するものと定めた場合 イに掲げる場合のほか前条の規定を適用することにより純財 新設合併消滅会員証券取引所が新設合併契約

(その他の場合における純財産

りでない。 を計算することができない場合又は計算することが適切でない場合 に準じて計算する。 には、新設合併設立会員証券取引所の純財産は同条の定めるところ 一十七条の八 第二十七条の六の規定を適用することにより純財産 前条の規定を適用する場合は この限

(削る)

(その他の場合における純財産)

第二十七条の八 前二条の規定を適用することにより純財産を計算す 設合併設立会員証券取引所の次の各号に掲げる額は当該各号に定め る額とする。 ることができない場合又は計算することが適切でない場合には、 新

設立時基本金額 非承継消滅会員証券取引所 (新設合併消滅会

おける当該新設合併消滅会員証券取引所以外の新設合併消滅会員 員証券取引所の会員に交付する新設型再編対価が存しない場合に

証券取引所をいう。 以下この条において同じ。 の新設合併対象

純資産

(新設合併対象財産

(資産に限る。

から新設合併対象財

新設合併簿価会員資本額が零未満である場合にあつては、 産 (負債に限る。 を減じて得た額をいう。 以下同じ。 零。 (当該

引所が新設合併契約の定めに従い定めた額 下この条において同じ。 の範囲内で、 新設合併消滅会員証券取 (零以上の額に限る。

を減じて得た額の範囲内で新設合併消滅会員証券取引所が新設合 設立時資本準備金額 新設合併対象純資産から前号に掲げる額

(削る)

10

三 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)

改正案	現行
(招集の決定事項)	(招集の決定事項)
第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める	第四十二条 法第四十五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める
事項は、次に掲げる事項とする。	事項は、次に掲げる事項とする。
一・二 (略)	一・二(略)
三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたと	三 法第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたと
きは、次に掲げる事項(定款に口からニまでに掲げる事項につい	きは、次に掲げる事項(定款に口からニまでに掲げる事項につい
ての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨	ての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨
を決定した場合における当該事項を除く。)	を決定した場合における当該事項を除く。)
イ (略)	イ (略)
ロ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一	ロ 特定の時 (総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一
項の規定により通知を発した日から七日を経過した日以後の時	項の規定により通知を発した時から七日を経過した時以後の時
に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を	に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を
定めるときは、その特定の時	定めるときは、その特定の時
ハ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一	ハ 特定の時(総会の日時以前の時であつて、法第四十五条第一
項の規定により通知を発した日から七日を経過した日以後の時	項の規定により通知を発した時から七日を経過した時以後の時
に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とす	に限る。)をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とす
る旨を定めるときは、その特定の時	る旨を定めるときは、その特定の時
ニ〜へ (略)	ニ~へ (略)
四~六 (略)	四~六 (略)

により 増 加 したその他資本剰余金の

3

(略)

(その他減ずるべき額

第十九条の四 第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額 内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、 合計額を減じて得た額とする。 る会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用す 第一号から

場合にあっては、 額をいう。以下この号及び第四号において同じ。 いて同じ。 百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。)にあっては、 号において同じ。) 最も遅いもの)。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八 んの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上した額の合計 成立の日。 、までに掲げる場合に該当する場合における当該イからハまでに 最終事業年度 の期間(当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日が )におけるのれん等調整額 以下この号から第三号まで、第七号イ及び第八号にお (会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する 同法第四百四十一条第一項第二号 の末日 (最終事業年度がない場合 (資産の部に計上したのれ )が次のイから (臨時計算書 (同法第四

(略)

(略

3 略

(その他減ずるべき額

第十九条の四 第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額 内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、 る会社法第四百六十一条第二項第六号(配当等の制限)に規定する 合計額を減じて得た額とする。 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用す 第一号から

類 が次のイからハまでに掲げる場合に該当する場合における当該 した額の合計額をいう。 計上したのれんの額を二で除して得た額及び繰延資産として計上 び第八号において同じ。)におけるのれん等調整額 にあっては、成立の日。以下この号から第三号まで、第七号イ及 号において同じ。) 最も遅いもの)。以下この号から第三号まで、第七号イ及び第 場合にあっては、 からハまでに定める額 最終事業年度 (同法第四百六十一条第二項第二号に規定する場合を除く。 の期間(当該期間が二以上ある場合にあっては、その末日 (会社法第四百六十一条第二項第二号に規定する 同法第四百四十一条第一項第二号 の末日 以下この号及び第四号において同じ。 (当該事業年度の前事業年度がない場 (資産の部に (臨時計算書

略

14

じて得た額 る自己株式に係るものを除く。)から同項第五号に掲げる額を減 るロの募集をいう。 入行為及び特定募集 二項第二号に掲げる額 臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第 書類(会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をい <u>\forall \tag{1} \tag{1} \tag{1} \tag{1} \tag{1}</u> の 日。 最終事業年度の末日 以下この条において同じ。)を作成した場合における最終の 次号及び第九号において同じ。)後に二以上の臨時計算 以下この条において同じ。 (次の要件のいずれにも該当する場合におけ (同号ロに掲げる額のうち、吸収型再編受 (最終事業年度がない場合にあっては、 )に際して処分す 成

Ŧ.

Ŧī.

# イ〜ハ (略)

七 次に掲げる六 (略)

次に掲げる額の合計額

イ (略)

己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額口 最終事業年度がない保険業を営む株式会社が成立の日後に自

するときに限る。)における当該取得した株式の帳簿価額から次当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付号に掲げる場合以外の場合において、当該株式の取得と引換えに営む株式会社の株式を取得した場合(会社法第百五十五条第十二

最終事業年度の末日(当該事業年度の前事業年度がない場合に 最終事業年度の末日(当該事業年度の前事業年度がない場合に 場がる額を減じて得た額 (同号ロに掲げる額のうち、 の収型再編受入行為及び特定募集(次の要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。)を作成した場合に る場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。)後に二以 あっては、成立の日。次号及び第九号において同じ。)後に二以 おける額を減じて得た額 (同号ロに掲げる額のうち、 の収型再編受入行為及び特定募集(次の要件のいずれにも該当する場合におけるロの募集をいう。以下この条において同じ。)後に二以 あっては、成立の目、次号及び第九号において同じ。)がら同項第五号に 関係して処分する自己株式に係るものを除く。)から同項第五号に 関係して処分する自己株式に係るものを除く。)から同項第五号に 関係して処分する自己株式に係るものを除く。)から同項第五号に 関係して、対象のに対象を対象を対象を表して、対象のでは、対象をは、対象のでは、

イ〜ハ (略)

八 (略)

七 次に掲げる額の合計額

イ (略)

本剰余金の額の合計額
本剰余金の額の合計額
の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対立の日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対

に掲げる額の合計額を減じて得た額する場合に限る。)における当該取得した株式の帳簿価額から次当該株式の株主に対して当該保険業を営む株式会社の株式を交付当該株式会社の株式を取得した場合(当該株式の取得と引換えに入 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が当該保険業を

に掲げる額の合計額を減じて得た額

# イ・ロ (略)

第七号)に掲げる額 百六十一条第二項第四号(最終事業年度がない場合にあっては、百六十一条第二項第四号(最終事業年度がない場合にあっては、人行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四九 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受

# (招集の決定事項)

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する第二十条の六 法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会

項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事一 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一

# イ (略)

した日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。) にた日以後の時に限る。)

一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議へ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第

# 7 - 口 (略)

にあっては、第七号)に掲げる額百六十一条第二項第四号(当該事業年度の前事業年度がない場合入行為又は特定募集に際して処分する自己株式に係る会社法第四九 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受

# (招集の決定事項)

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 社法第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する第二十条の六 法第三十条の八第六項において読み替えて準用する会

項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事一 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第一

# 項

イ

略

一項第四号に掲げる事項を定めたときは、電磁的方法による議へ 法第三十条の八第六項において準用する会社法第六十七条第

る。 定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限 決権の行使の期限 十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第一項の規 (創立総会の日時以前の時であって、 法第三

# ニ・ホ (略)

# (略)

# 第 (招集の決定事項

する内閣府令で定める事項は、 社法第二百九十八条第一項第五号 一十条の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会 次に掲げる事項とする。 (株主総会の招集の決定)に規定

法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第

(略)

# 事 ある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定し 項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる 項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めが

た場合における当該事項を除く。)

口 過した日以後の時に限る。 会の招集の通知) 第 期限とする旨を定めるときは、 特定の時 項において準用する会社法第二百九十九条第一 (社員総会の日時以前の時であって、法第四十一条 の規定により通知を発した日から二週間を経 )をもって書面による議決権の その特定の時 項 (株主総 行

> 定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限 十条の八第六項において準用する会社法第六十八条第 決権の行使の期限 (創立総会の日時以前の時であって、 一項の規 法第三

る。)

# ニ・ホ (略)

# (略)

第 社法第二百九十八条第一項第五号 一十条の十九 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会 (招集の決定事項

する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

(株主総会の招集の決定)

(略)

# 事項(定款に口からニまで及びへに掲げる事項についての定めが た場合における当該事項を除く。) ある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第 項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる

口 イ 過した時以後の時に限る。 会の招集の通知) 第 期限とする旨を定めるときは、 特定の時 一項において準用する会社法第二百九十九条第一 (社員総会の日時以前の時であって、法第四十一条 の規定により通知を発した時からこ )をもって書面による議決権の行 その特定の時 項 一週間を経 (株主総

)をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定より通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定に特定の時(社員総会の日時以前の時であって、法第四十一条

# ニ~へ (略)

めるときは、

その特定の時

# 四~六 (略)

# (招集の決定事項)

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第二百九十八条第一項第五号(株主総会の招集の決定)に規定する2二十三条 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法

# 一・二 (略)

た場合における当該事項を除く。) 事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めが事項(定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがの第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第二 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第

# 1 (略)

した目以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使のの招集の通知)の規定により通知を発した日から二週間を経過一項において準用する会社法第二百九十九条第一項(株主総会口 特定の時(総代会の日時以前の時であって、法第四十九条第

)をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定より通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定に外、特定の時(社員総会の日時以前の時であって、法第四十一条

# ニ~へ (略)

めるときは、

その特定の時

# 四~六(略)

招集の決定事項

内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第二百九十八条第一項第五号(株主総会の招集の決定)に規定する第二十三条 法第四十九条第一項において読み替えて準用する会社法

# 一•二 (略)

た場合における当該事項を除く。) 事項(定款に口からニまで及びへに掲げる事項についての定めが事項(定款に口からニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる 法第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十八条第

# イ (略)

した時以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使のの招集の通知)の規定により通知を発した時から二週間を経過一項において準用する会社法第二百九十九条第一項(株主総会口、特定の時(総代会の日時以前の時であって、法第四十九条第

期限とする旨を定めるときは、その特定の時

るときは、その特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めり通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定によって、治年四十九条第

# ニ~へ (略)

# 四~六(略)

(事業の譲受け等におけるのれんの計上又はその禁止)

受けに際して、資産又は負債としてのれんを計上することができることとすべき場合には、事業の譲受けをする相互会社は、事業の譲時価その他当該財産の時価を適切に算定する方法をもって測定するおいて同じ。)により取得する財産の全部の取得原価をその対価のおいて同じ。)により取得する財産の全部の取得原価をその対価のに規定する移転先会社をいう。)となることを含む。以下この条に二十四条の十 事業の譲受け(移転先会社(法第百三十五条第一項

として考慮すべきものをも当該対価として考慮するものとする。事業の譲受けに係る費用があるときは、当該費用のうち同項の対価2 前項の規定により計上するのれんの額を算定する場合において、

業の譲受けをする相互会社は、当該事業の譲受けに際して、のれんおける当該事業の譲受けの直前の帳簿価額を付すべき場合には、事事業の譲受けにより取得する財産に当該事業の譲受けの相手方に

3

期限とする旨を定めるときは、その特定の時

るときは、その特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めり通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)の通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)特定の時(総代会の日時以前の時であって、法第四十九条第

# ニ~へ (略)

# 四~六 (略)

(事業の譲受け等におけるのれんの計上又はその禁止)

受けに際して、資産又は負債としてのれんを計上することができるに規定する移転先会社をいう。)となることを含む。以下この条に規定する移転先会社をいう。)となることを含む。以下この条に第二十四条の十 事業の譲受け(移転先会社(法第百三十五条第一項

# (新設)

業の譲受けをする相互会社は、当該事業の譲受けに際して、のれんおける当該事業の譲受けの直前の帳簿価額を付すべき場合には、事業の譲受けにより取得する財産に当該事業の譲受けの相手方に

ぎたい。を計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限り

- いて、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。 事業の譲受けにより取得する財産にのれんが含まれる場合にお
- 当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。二 前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正

# (社債権者集会の招集の決定事項)

定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規第三十一条の十一 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用

# (略)

を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)
百二十条第一項(社債権者集会の招集の通知)の規定による通知であって、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七二 書面による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時

# 一•四 (略)

でない。を計上することができない。ただし、次に掲げる場合は、この限

いて、当該のれんを資産又は負債として計上するとき。

事業の譲受けにより取得する財産にのれんが含まれる場合にお

当な理由がある場合において、適正なのれんを計上するとき。前号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正

# (社債権者集会の招集の決定事項)

定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。する会社法第七百十九条第四号(社債権者集会の招集の決定)に規第三十一条の十一 法第六十一条の八第二項において読み替えて準用

# (略)

を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)百二十条第一項(社債権者集会の招集の通知)の規定による通知であって、法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七二 書面による議決権の行使の期限(社債権者集会の日時以前の時

# 三・四(略)

口 (略

(株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画)

第三十六条 事項は、 次に掲げる事項とする。 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

組織変更後相互会社 (法第六十九条第四項第 一号に規定する組

変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭を交付 織変更後相互会社をいう。 するときは、当該金銭の額又はその算定方法 以下同じ。 )が組織変更に際して組織

> 口 (略)

第三十六条 法第六十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める (株式会社から相互会社への組織変更に係る組織変更計画)

事項は、 次に掲げる事項とする。

織変更後相互会社をいう。 組織変更後相互会社 (法第六十九条第四項第 以下同じ。 の目的、 名称及び主たる 号に規定する組

二 前号に掲げるもののほ

カ

事務所の所在地

事項 組織変更後相互会社の取締役の氏名 組織変更後相互会社の定款で定める

兀 でに定める事項 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、 当該イからハま

組織変更後相互会社が会計参与設置会社である場合

組

織変

更後相互会社の会計参与の氏名又は名称

口 後相互会社の監査役の氏名 組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合 組織変更

変更後相互会社の会計監査人の氏名又は名称 組織変更後相互会社が会計監査人設置会社である場合 組織

Ŧī. 社の株主に対してその株式に代わる金銭を交付するときは、 金銭の額又はその算定方法 組織変更後相互会社が組織変更に際して組織変更をする株式会 当該

関する事項 織変更をする株式会社を除く。) に対する同号の金銭の割当てに一 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主(組

の算定方法
の算定方法
約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はそ組織変更後相互会社が組織変更に際して当該新株予約権の新株予三 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、三

権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項四が時に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約

五 組織変更後相互会社の任意積立金の額

(組織変更をする株式会社の事前開示事項)

る事項は、次に掲げる事項とする。 (三十六条の二) 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定め

一 (略)

手賃がない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関するがない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関する二 前条第一号及び第二号に掲げる事項についての定め(当該定め

三 (略)

に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを一ついての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者前条第三号及び第四号に掲げる事項についての定め(当該事項に四 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、

織変更をする株式会社を除く。)に対する同号の金銭の割当てに六 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主(組

関する事項

の算定方法

約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はそ組織変更後相互会社が組織変更に際して当該新株予約権の新株予社

組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、

権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約

、組織変更をする株式会社の事前開示事項、

組織変更後相互会社の任意積立金の額

九

八

る事項は、次に掲げる事項とする。 第三十六条の二 法第六十九条の二第一項に規定する内閣府令で定め

一 (略)

事項がない場合にあっては、当該定めがないこと)の相当性に関する「前条第五号及び第六号に掲げる事項についての定め(当該定め

三 (略)

に対して交付する金銭の額を零と定めた場合における当該定めを一ついての定めとして、全部又は一部の新株予約権の新株予約権者前条第七号及び第八号に掲げる事項についての定め(当該事項に四 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、

含む。)の相当性に関する事項

五~八(略)

# (招集の決定事項)

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣第三十八条 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法

# (田)

事項についての決議がある場合における当該事項を除く。) (法第六十九条第一項の株主総会においてロからニまでに掲げる事項を三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項 出第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項

# イ (略)

使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時経過した日以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行総会の招集の通知)の規定により通知を発した日から二週間を出の条第三項において準用する会社法第六十八条第一項(創立 特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であって、法第七

定めるときは、その特定の時であるときは、その特定の時であるときは、その特定の時では、一世の発第三項において準用する会社法第六十八条第一項の規定の時での時であって、法第七の時であるときは、その特定の日時以前の時であって、法第七

1む。) の相当性に関する事項

五~八 (略)

(招集の決定事項

府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第六十七条第一項第五号(創立総会の招集の決定)に規定する内閣第三十八条 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法

# (略)

事項についての決議がある場合における当該事項を除く。)(法第六十九条第一項の株主総会において口からニまでに掲げる第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項法第七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項

# イ (略)

使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時 総会の招集の通知)の規定により通知を発した時から二週間を 総会の招集の通知)の規定により通知を発した時から二週間を 回した時から二週間を であって書面による議決権の行

定めるときは、その特定の時であるときは、その特定の時による議決権の行使の期限とする旨をにより通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限るにより通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る特定の時(保険契約者総会の日時以前の時であって、法第七

# ニ~~ (略)

# 三 5 五 (略)

# (招集の決定事項

第四十条の二 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第 掲げる事項とする。 創立総会の招集の決定) 七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号( に規定する内閣府令で定める事項は、 次に

場合における当該事項を除く。) 事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第七十七条第一項の株 主総会においてロからニまでに掲げる事項についての決議がある 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項にお て準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる

限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定 準用する会社法第六十八条第一項 めるときは、その特定の時 規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に 七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であって、法第 (創立総会の招集の通知) の

七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において 特定の時 (保険契約者総代会の日時以前の時であって、 法第

七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において

(保険契約者総代会の日時以前の時であって、

特定の時

# ニ~~

# 三 5 五 (略)

# (招集の決定事項)

第四十条の二 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第 創立総会の招集の決定)に規定する内閣府令で定める事項は、 掲げる事項とする。 七十四条第三項において準用する会社法第六十七条第一項第五号

次に

場合における当該事項を除く。) 事項を定めたときは、次に掲げる事項(法第七十七条第一項の株 いて準用する会社法第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる 主総会においてロからニまでに掲げる事項についての決議がある 法第七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項にお

限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定 準用する会社法第六十八条第一項 めるときは、その特定の時 規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に 七十七条第六項において準用する法第七十四条第三項において 特定の時(保険契約者総代会の日時以前の時であって、 (創立総会の招集の通知)  $\mathcal{O}$ 

定の時法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特別ら二週間を経過した日以後の時に限る。)をもって電磁的方がら二週間を経過した日以後の時に限る。)をもって電磁的方準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した日

ニ~へ (略)

三~五 (略)

(組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合)

組織変更後株式会社に対して支払われた額が増加するものとする。 変更後株式会社のその他資本剰余金の額は、当該義務の履行により で定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織 に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織 に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織 に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織 に対して支払われた額が増加するものとする。

(債権者集会の招集の決定事項)

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第五百四十八条第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定第百十四条の三 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法

(略)

)の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節においてにおいて準用する会社法第二編第九章第二節第八款(債権者集会二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十四条

法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特から二週間を経過した時以後の時に限る。)をもって電磁的方準用する会社法第六十八条第一項の規定により通知を発した時

ニ~へ (略)

定の時

三 5 五

(略)

(新設)

(債権者集会の招集の決定事項)

する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第五百四十八条第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)に規定第百十四条の三 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法

一 (略)

)の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節においてにおいて準用する会社法第二編第九章第二節第八款(債権者集会二 書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十四条)

す指標等の状況を示				
主要な業務(略)	すり、主要	(略)	す指標等の状況を示主要な業務	すの主指状要
項 目 記 載 す る 事 項	記 載 す る 事 項 項		目	項
表(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(生命保険会社))		-九条の	第五十	] 別 表
口 (略)		F <sup>1</sup> )	口 (略)	n
過した時以後の時に限る。)	た日以後の時に限る。)	日以後	過した	
百四十九条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経	百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経	-九条笠	百四十	
前の時であって、法第百八十四条において準用する会社法第五	て、法第百八十四条において準用する会社法第五	の時であって、	前の時	
イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以	電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以	的方法	イ電磁	,
第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項	第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項 ************************************	掲げる	弗三号に	<i>55</i>
五 法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項	法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八条第一項 五	八十四	法第百	五.
三・四 (略)		(略)	三	三
る。)			る。	7
規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限する会社法第五百四十九条第一項(債権者集会の招集の通知)の	を発した日から二週間を経過した日以後の時に限百四十九条第一項(債権者集会の招集の通知)の	る通知	規定による通知する会社決策五	<del>111</del> - J
「1. こころ (Table ) (Manager 1997) (M	「1」 ・ 1 を終って、法第百八十四条において準用	の日時	門じ。)	- III

	等 関する 指標 に	る 指 理 標 等 す す	等関する指標
社・公団債)、株式、外国証券(公社債、株式等)、一七、有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公二~六、(略)	計をいう。以下本表において同じ。)、一般勘定計	一〜六 (略) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る	
	等 関する 指標 に	る 指 標 に 関 す	等関する指標
社・公団債)、株式、外国証券(公社債、株式等)、  七 有価証券の種類別(国債、地方債、社債(うち公二〜六 (略)	残高 ・主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、 ・主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、 ・主要資産(現預金・コールローン、買現先勘定、	一〜六 (略) 七 利益準備金科目、任意積立金科目等に区分し、前 財末残高、当期増加額、当期減少額、期末残高の区 別末残高、当期増加額、当期減少額、期末残高の区 等処分益及び不動産動産処分損 等処分益及び不動産動産処分損 一〜六 (略) 一〜六 (略)	

(信託業務に 信託業務に	等 関する指標 標	
(略)	(略)	高 高 八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残存期間別残高 特の区分をいう。)の残存期間別残高 中一十二 土地、建物、建設仮勘定、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残高 中一十二 土地、建物、建設仮勘定、その他の有形固定資産、合計に区分し、前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却額、当期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却額、当期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却額、当期末残高、当期増加額、当期減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期償却額、当期末残高、減価償却累計額減少額、当期常利益、当期付益、当期付益、対益、共、企業、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、
信託業務に	等 関する指標	
<ul><li>*務</li><li>(略)</li></ul>	指標 (略)	(資付有価証券、その他の証券、合計等の区分をいう)の有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国証券(公社債、株式等)、貸付有価証券、その他の証券、合計等の区分をいう。)の残存期間別残高 高品政府保証債合計の区分をいう。)の残存期間別残高 高品政府保証債合計の区分をいう。)の残高 世~十五 (略) 十二 土地、建物、動産、建設仮勘定、合計に区分し、前期末残高、償却累計額、償却累計率の区分ごとの不動産及び動産の残高 十七~二十 (略)

等 関する指標	る指標等経理に関す	等関する指標保険契約に	す指標等主要な業務	項目	別表 (第五十	に限る。)
。)の平均残高及び売買高保証債、その他の商品有価証券、合計の区分をいう五 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府一〜四 (略)	(略)	(略)	(略)	記載する事項	(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社))	
等関する指標に	る指標等と関す	等関する指標保険契約に	す指標等を示	項目	別表(第五十	に限る。)
高保証債、合計の区分をいう。)の平均残高及び売買五 商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府一〜四 (略)	(略)	(略)	(略)	記載する事項	(第五十九条の二第一項第三号ハ関係(損害保険会社))	

	等		等
	関する指標	標	関する指標
(略)	特別勘定に	に (略)	特別勘定に
に区分し、動産、合計の残高		定資産及び有形固定資産合計の残高	
定、不動産計の区分ごとにそれぞれ営業用、賃貸用		用、賃貸用に区分すること。)、その他の有形固	
十五 不動産及び動産明細表(土地、建物、建設仮勘		十五 土地、建物、建設仮勘定、合計(それぞれ営業	
九~十四 (略)		九~十四 (略)	
う。)の残存期間別残高		間別残高	
外国証券、その他の証券、貸付有価証券の区分をい		外国証券、その他の証券の区分をいう。)の残存期	
八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、		八 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、	
七 (略)		七(略)	
の区分をいう。)の残高及び合計に対する構成比		)の残高及び合計に対する構成比	
式、外国証券、その他の証券、貸付有価証券、合計		式、外国証券、その他の証券、合計の区分をいう。	
六 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株		六 保有有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株	

別表(第五十九条の二第一項第三号ニ関係(生命保険会社、外国生命|別表(第五十九条の二第一項第三号ニ関係(生命保険会社、外国生命 保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人)) (契約の締結時期が2005年度までの契約について)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1980年度 1981年度~1985年度 1986年度~1990年度 1991年度~1995年度 1996年度~2000年度 2001年度~2005年度	百万円	

(契約の締結時期が2006年度以降の契約について)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
(各年度毎に記載)	百万円	

# (記載上の注意)

- 1. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金(法第百十八条に定め る特別勘定の責任準備金及び危険準備金(生命保険会社にあって は、第六十九条第一項第三号に規定する額を、外国生命保険会社 等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては第百 五十条第一項第三号に規定する額をいう。)を除く。)について 記載すること。
- 2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予 定利率を記載すること。

保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人) (契約の締結時期が2000年度までの契約について)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1980年度 1981年度~1985年度 1986年度~1990年度 1991年度~1995年度 1996年度~2000年度	百万円	

(契約の締結時期が2001年度以降の契約について)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
(各年度毎に記載)	百万円	

# (記載上の注意)

- 1. 個人保険及び個人年金保険の責任準備金(法第百十八条に定め る特別勘定の責任準備金及び危険準備金(生命保険会社にあって は、第六十九条第一項第三号に規定する額を、外国生命保険会社 等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては第百 五十条第一項第三号に規定する額をいう。)を除く。)について 記載すること。
- 2. 予定利率については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予 定利率を記載すること。

別紙様式第4号(第15条の2関係)

(記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
- (4) 会計監査人の選任に関する議案
  - ①~⑥ (略)
  - ⑦ 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第18号ロに掲げるもののみに該当するものを除く。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(これに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

別紙様式第4号(第15条の2関係)

(記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
- (4) 会計監査人の選任に関する議案
  - ①~⑥ (略)
  - ① 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。)若しくは当該親会社の子会社(当該株式会社を除く。)若しくは関連会社(会社計算規則第2条第3項第19号に規定する関連会社をいう。以下同じ。)(当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項の業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

# 別紙様式第5号(第20条の20関係)

# (記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
- (1) 取締役の選任に関する議案
- $(1)\sim(5)$  (略)
- ⑥ 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項

イ~ホ (略)

- へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社 が知っているときは、その旨
  - i 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。以下同じ。)の業務執行者であること。
  - ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
  - iii 当該相互会社又は当該相互会社の<u>特定関係事業者</u>の業務 執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるも のであること。
  - iv 過去5年間に当該相互会社の<u>特定関係事業者</u>の業務執行者となったことがあること。

v (略)

# (2) (略)

- (3) 監査役の選任に関する議案
  - ① $\sim$ ⑦ (略)
- ⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項 イ〜ホ(略)
  - へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会 社が知っているときは、その旨

# 別紙様式第5号(第20条の20関係)

# (記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
- (1) 取締役の選任に関する議案

①~⑤ (略)

⑥ 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項

イ~ホ (略)

- へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社 が知っているときは、その旨
  - i 当該相互会社の<u>主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。以下同じ。)</u>の業務執行者であること。
  - ii 当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
  - iii 当該相互会社又は当該相互会社の<u>主要な取引先である者</u> の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準 ずるものであること。
  - iv 過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の業 務執行者となったことがあること。

v (略)

# (2) (略)

- (3) 監査役の選任に関する議案
- ①~⑦ (略)
- ⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項イ~ホ(略)
- へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社 が知っているときは、その旨

- i 当該相互会社の<u>特定関係事業者</u>の業務執行者であること。
- ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から 多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役としての 報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間 に受けていたこと。
- iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
- iv 過去5年間に当該相互会社の<u>特定関係事業者</u>の業務執 行者となったことがあること。
- v (略)
- (4) 会計監査人の選任に関する議案

①~⑥ (略)

① 当該候補者が当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)のみに該当するものを除く。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(これに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

- i 当該相互会社の<u>主要な取引先である者</u>の業務執行者であること。
- ii 当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である 者から多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役と しての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去 2年間に受けていたこと。
- iii 当該相互会社又は当該相互会社の<u>主要な取引先である</u> 者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これ に準ずる者であること。
- iv 過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の 業務執行者となったことがあること。

v (略)

(4) 会計監査人の選任に関する議案

①~⑥ (略) (新設)

# 別紙様式第5号の3 (第22条関係)

# (記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
  - (1) 取締役の選任に関する議案
  - ① $\sim$ ⑤ (略)
  - ⑥ 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項

# イ~ホ (略)

- へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会 社が知っているときは、その旨
  - i 当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。以下同じ。)の業務執行者であること
  - ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から 多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参 与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報 酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に 受けていたこと。
  - iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。
  - iv 過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執 行者となったことがあること。

# v (略)

# (2) (略)

- (3) 監査役の選任に関する議案
  - ① $\sim$ ⑦ (略)
  - ⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項イ~ホ(略)
    - へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

# 別紙様式第5号の3 (第22条関係)

# (記載上の注意)

- 1 役員の選任に関する議案
  - (1) 取締役の選任に関する議案
    - ①~⑤ (略)
    - ⑥ 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項

# イ~ホ (略)

- へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会 社が知っているときは、その旨
  - i 当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。以下同じ。)の業務執行者であること。
  - ii 当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である 者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、 会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者とし ての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2 年間に受けていたこと。
  - iii 当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である 者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これ に準ずるものであること。
  - iv 過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の 業務執行者となったことがあること。

# v (略)

# (2) (略)

(3) 監査役の選任に関する議案

①~⑦ (略)

- ⑧ 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項 イ〜ホ(略)
  - へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会

社が知っているときは、その旨

- i 当該相互会社の<u>特定関係事業者</u>の業務執行者であること。
- ii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から 多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役としての 報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間 に受けていたこと。
- iii 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。
- iv 過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執 行者となったことがあること。

v (略)

(4) 会計監査人の選任に関する議案

① $\sim$ ⑥ (略)

① 当該候補者が当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)のみに該当するものを除く。)から多額の金銭その他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人(これに相当するものを含む。)としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容

社が知っているときは、その旨

- i 当該相互会社の<u>主要な取引先である者</u>の業務執行者であること。
- ii 当該相互会社又は当該相互会社の<u>主要な取引先である</u> 者から多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役と しての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去 2年間に受けていたこと。
- iii 当該相互会社又は当該相互会社の主要な取引先である 者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これ に準ずる者であること。
- iv 過去5年間に当該相互会社の主要な取引先である者の 業務執行者となったことがあること。

v (略)

(4) 会計監査人の選任に関する議案

①~⑥ (略)

(新設)

別紙様式第6号(第59条関係)

第3

年度中 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)~(2) (略)

(削る)

(3) 生命保険会社にあっては、有価証券売却益、有価証券売却 損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、①から③まで 及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)

① $\sim$ 6 (略)

(5) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)

(6) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第6号(第59条関係)

第3

年度中 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)~(2) (略)

(3) 関係会社(相互会社にあっては、子会社等)との取引高の総額

(4) 生命保険会社にあっては、有価証券売却益、有価証券売却 損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、①から③まで 及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)

 $(1)\sim (6)$  (略)

(6) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)

(7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第6号の2 (第59条関係)

第3

年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)~(2) (略)

(削る)

(3) 生命保険会社にあっては、有価証券売却益、有価証券売却 損及び有価証券評価損の主な内訳

(4) 以下の収益及び費用に関する内訳 (ただし、①から③まで 及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)

①~⑥ (略)

(5) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息 及び配当金収入、売却損益及び評価損益及び評価損益の金額

(6) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)

(7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第6号の2 (第59条関係)

第3

年度中 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)~(2) (略)

(3) 関係会社(相互会社にあっては、子会社等)との取引高の総額

(4) 生命保険会社にあっては、有価証券売却益、有価証券売却 損及び有価証券評価損の主な内訳

(5) 以下の収益及び費用に関する内訳(ただし、①から③まで 及び⑥の注記は、生命保険会社を除く。)

① $\sim$ ⑥ (略)

(6) 特定取引勘定及び売買目的有価証券に係るそれぞれの利息 及び配当金収入、売却損益及び評価損益及び評価損益の金額

(7) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の額(銭単位まで記載すること。)

(8) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで

- 1 保険会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
- (10) (<u>略</u>)
- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項
- (1) 社外役員の兼任その他の状況 (記載上の注意)

別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

第1

年度 年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで 1

- 1 保険会社の現況に関する事項
  - (1)  $\sim$  (8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

(10) (略)

- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項
  - (1) 社外役員の兼任その他の状況 (記載上の注意)

(単位:百万円)

#### $1 \sim 2$ (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2~第4 (略)

第5

年 月 日から Ţ 年度 年 月 日まで **J** 損益計算書

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社)

科 Ħ 額 金 経 常 収 益 引 正味収 入 保 立保 険 積 入 立保険料 等 運 用 替 差 その他保険引受収 収 運 利息及び配当金収入商品有価証券運用益

#### $1 \sim 2$ (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2~第4(略)

第5

(単位:百万円)

 年
 月
 日から

 年度
 損益計算書

 年
 月
 日まで

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社)

		, , ,
	科目	金額
経常保資	収 収	

金銭の信託運用益売 売買価証券運用益益 有の的証売費」の 有の証券商品ででは 一個では 一個では 一個でででである。 一個では 一個でである。 一個である。 一。 一個である。 一個である。 一個である。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	金銭の信託運用益売買目的有価証券運用益有価証券売却益有価証券債還益益金融派生商品収益益益。 を
経経 経	経常保 で 配

(単位:百万円)

貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用	
経常利益(又は経常損失)	
特別     利益       固定     資産     処分       保険業法第112条評価益       その他     特別利益	
特別損失 固定資産処分損 減損 損失額額 損 金繰入入 金融先物取引責任準備金繰入 証券取引責任準備金繰入 証券取引責任準備金繰入 証券取引責任準備金繰入 で 動産 圧縮 を を を を の 他 特別損	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )	

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社)

	科	目		金	額
経常保	収 益 正 収 可 収 す な 保 う る	受 収 入 保 険 立 保 険 料 等 運 用 差	益料料益益		

特	別固保そ	利定業の	益 資 法 第 他	産 11 特	処 2 条 別	分 評 価 利	益益益		
特	金融証券	先物		任 準	準備	分 繰 繰 繰 編 損			
法法	人人	– .		び 等	住 調	i 期純損 民 整 屯 損 失	税額		

貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 そ の 他 の 経 常 費 用

経常利益(又は経常損失)

(生命保険相互会社) (略)

(損害保険相互会社)

(単位:百万円)

	科	目		金	額
経常保	収 益 以 強 引 収 立 保 入 保 養	受 収 入 保 険 立 保 険 料 等 運 用 差	益料料益益		

,	$\sim$
- 5	4

資	を 利商金売有有金為そ積の ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (			資	その他保 収用用用 関 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収	
常保資	費 正損諸満支責為そ 商金売有有有金為そ		経	常保資	費除 金 入入 費 用用損損損損用損用 田金費費金額額損用用損損損損損損損用 用金費費金額額損用用損損損損損損損用 開	

営業費及び一般管理費 その他経常費用 支払利息 資倒引当金繰入額 貸倒分割金損 大 資のの経常費用	   そ
経常利益(又は経常損失)	経常系
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 保険業法第112条評価益 そ の 他 特 別 利 益	特別固保そ
特別損失 固定資産処分損減 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失	特 別固減価金証不そ
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	税引前当 法 人 法 人 当 期 純

営業費及び一般管理 要 を の 他経常費 利 を 利 り り り り り り り り を り り り の 他 を り り り り り の の の の の の も が も も も も も も も も も も も も も	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益 固定資産処分益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資理を 損失額額額 一個格変動準備金繰入 金融先物取引責任準備金繰入 証券取引責任準備金繰入 証券取引責任準備金繰入 で 動産 下 の他特別損失	
税引前当期純剰余(又は税引前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 剰 余 (又 は 当 期 純 損 失)	

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

第1

年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで

- 1 保険会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

「企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
- (10) (略)
- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項
- (1) 社外役員の兼任その他の状況

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

第1

- 1 保険会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意) 1~2 (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの

(10) (略)

- 2 (略)
- 3 社外役員に関する事項
  - (1) 社外役員の兼任その他の状況

(単位:百万円)

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2~第4(略)

第5

年 月 日から 損益計算書 年 月 日まで

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社)

(単位:百万円)

	科目	金額
経常保	収益 一段 引 受 収 益 正 味 収 入 保 険 料 取 立 保 険 料 等 運 用 益 満 た の 他 保 険 引 受 収 益	
資	積立保険料等運用益 一	

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

第2~第4 (略)

第5

(生命保険株式会社) (略)

(損害保険株式会社)

	科目	金	額
経 常保 資	収 正収積為そ 利特商益 外 保保等差引 当 別 収 収 収 収 収 収 収 収 収 限		

7
-

益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益益	有価証券売 有価証券償 金融派生商品 為 替 差 その他運用 積立保険料等運用剤	品 ( ) 用 用 更 却 還 収 収 版 益 益 益 益 益 益 益 益 益 益 益 益 替 益 数 基 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数
経経 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	変 配 繰 差 引 が 配 線 差 引 が 配 繰 差 引 引 券 証 商 取 返 金 金 引 引 券 証 商 取 返 金 金 引 明 が 出 任 の 産 市 取 価 生 定 託 証 売 有 を で に み で に の の に 有 が で で ま で で し で に で で は 目 価 が で で ま で で し で で で で で で で で で で で で で で	除 金 当入入 費 用費票 金費費金金額額損用用用損用用 期費

情報 (書) 大田 (書) では、 まままま (記) を表 で を で を で を で を で を で を で を で を で を		損用損用費用息額失用 損用損用費用息額失用 では、大力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
経常利益(又は経常損失)		経常利益(又は経常損失)	
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 保険業法第112条評価益 そ の 他 特 別 利 益		特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 保険業法第112条評価益 そ の 他 特 別 利 益	
特別損失 固定資産処分損 減損損失額 損機入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 正券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損 その他特別損失		特別損失 固定資産処分損 減損 損失額 循格変動準備金繰入入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 正券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失	
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 )		税引前当期純利益(又は税引前当期純損失) 法 人 税 及 び 住 民 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	
(生命保険相互会社) (略) (損害保険相互会社)	(単位:百万円)	(生命保険相互会社) (略) (損害保険相互会社)	(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額

6	
4	

1.1		1.1		1 1
3	常保 で		経常保 常保 で の で 息 で の で 息 で の で 息 で の で 息 で の の の の	
経   1	常 費 用 要 要 要 要 要 要 を を を を を を を を を を を を を		経 常 費 用	

一	世界 (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
経常利益(又は経常損失)	経常利益(又は経常損失)
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 保険業法第112条評価益 そ の 他 特 別 利 益	特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 保険業法第112条評価益 そ の 他 特 別 利 益
特別損失 固定資産処分損 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損	特別損失 固定資産処分損減 損 失価格変動準備金繰入額 金融先物取引責任準備金繰入額 証券取引責任準備金繰入額 正券取引責任準備金繰入額 不動産 圧縮損

そ	の他	特 別	損	失	
税引前当期法 人法 人	明純剰余() 税 及 税	マは税引前 び 住 等 調	当期純排 民 軽	美 失) 税 額	
当期純東		, .	純損男	-	

	そ	$\mathcal{O}$	他	特	別	損	失	
法法	人人	期純乗 税 税 剰 余	及	に は び 等 は 当	住 調	期純排 民 整 も 損 匀	税額	

別紙様式第12号(第137条及び第143条関係)

第1

年度 年 月 日から 日本における保険業の事業報告書 年 月 日まで 日まで 日本における保険業の事業報告書

 $1 \sim 7$  (略)

8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該外国保険会社等が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

別紙様式第12号(第137条及び第143条関係)

第1

年 月 日から 年度 日本における保険業の事業報告書 年 月 日まで

 $1 \sim 7$  (略)

8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況 (記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係)

第1

年度 年 月 日から 日本における保険業の事業報告書 年 月 日まで

 $1 \sim 7$  (略)

8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該外国保険会社等が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株子約権等の取得又は処分のうち重要なもの

別紙様式第12号の2 (第137条及び第143条関係)

第1

年 月 日から 日本における保険業の事業報告書 年 月 日まで

 $1 \sim 7$  (略)

8 日本における事業の譲渡・譲受け等の状況 (記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

年度 年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで

- 1 保険持株会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

「保険持株会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1\sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) (略)

別紙様式第15号の2 (第210条の11関係)

 

 年度
 年月
 日から 事業報告書

 日まで
 日まで

- 1 保険持株会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[保険持株会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1\sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの

(10) (略)

関係)

第1 事業報告書

日から -事業報告書

- 1 少額短期保険業者の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

「少額短期保険業者の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険業者が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割に よる他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

「企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 - 保険業者が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割に よる他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

(10) (略)

2 (略)

別紙様式第16号の17(第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項|別紙様式第16号の17(第17条の5、第25条の2及び第211条の36第1項 関係)

第1 事業報告書

日から 事業報告書

- 1 少額短期保険業者の現況に関する事項
  - (1)  $\sim$  (8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

「少額短期保険業者の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険業者が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割に よる他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも

(新設)

「企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険業者が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割に よる他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも  $\mathcal{O}$

(新設)

(10) (略)

2 (略)

- 3 社外役員に関する事項
  - (1) 社外役員の兼任その他の状況

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社(保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

- 3 社外役員に関する事項
  - (1) 社外役員の兼任その他の状況 (記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第18号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。

別紙様式第16号の18 (第211条の36第2項関係)

#### 第3 中間損益計算書

年度中 年 月 日から 中間損益計算書 年 月 日まで ー

(少額短期保険株式会社)

(略)

(少額短期保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

(1)~(2) (略)

\_(削る)\_

(3) 以下の収益及び費用に関する内訳 ①~⑥(略)

- (4) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益(銭単位まで記載すること。)
- (5) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第16号の18 (第211条の36第2項関係)

#### 第3 中間損益計算書

年 月 日から 中間損益計算書 年度中 年 月 日まで コールー・ディー ロー・ディー ロー・ディ

(少額短期保険株式会社)

(略)

(少額短期保険相互会社)

(略)

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、中間貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
  - (1)~(2) (略)
  - (3) 関係会社(相互会社にあっては、子会社等)との取引高の総額
  - (4) 以下の収益及び費用に関する内訳 ①~⑥ (略)
  - (5) 1株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益(銭単位まで記載すること。)
  - (6) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

 $2 \sim 3$  (略)

別紙様式第16号の26(第211条の84第1項関係)

年 月 日から 事業報告書 年 月 日まで

- 1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[少額短期保険会社の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分 割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要 なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

「企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

(削る)

- 3 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分 割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要 なもの
- 4 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
- (10) (略)

別紙様式第16号の26 (第211条の84第1項関係)

年 月 日から 年 月 日まで 事業報告書

- 1 少額短期保険持株会社の現況に関する事項
  - (1)~(8) (略)
  - (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

[少額短期保険持株会社の状況について記載する場合] (記載上の注意)

 $1 \sim 2$  (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分 割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要 なもの

(新設)

[企業集団の状況について記載する場合]

(記載上の注意) 1~2 (略)

- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株 予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該少額短期 保険持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分 割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要 なもの

(新設)

(10) (略)

五 資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号)

### 一 (略)

事項とする。

でによる通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る 適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時で 適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時で あって、同項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の とによる議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十条第

## 三・四 (略)

を経過した日以後の時に限る。)

「一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
上、法第百八十条第四項において準用する会社法
を経過した日以後の時に限る。)

事項とする。

八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる

法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十

### (略)

でによる通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限るあって、同項において準用する会社法第五百四十九条第一項の規適用のある債権者の集会をいう。以下同じ。)の日時以前の時で四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の四項において準用する会社法第二編第九章第二節第八款の規定の一書面による議決権の行使の期限(債権者集会(法第百八十条第

## 三・四 (略)

Ŧī.

を経過した時以後の時に限る。) を経過した時以後の時に限る。) で経過した時以後の時に限る。) で経過した時から二週間第五百四十九条第一項の規定による通知を発した時から二週間第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項と独法第五百四十八条第法第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十八条第

### 口 (略)

口

略

六 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)

口 (略)	口 (略)
した時以後の時に限る。)	した日以後の時に限る。)
九十一条第一項の規定による通知を発した時から二週間を経過	九十一条第一項の規定による通知を発した日から二週間を経過
以前の時であって、法第七十三条第四項において準用する法第	以前の時であって、法第七十三条第四項において準用する法第
う。以下同じ。)による議決権の行使の期限(創立総会の日時	う。以下同じ。) による議決権の行使の期限 (創立総会の日時
イ 電磁的方法(法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をい	イ 電磁的方法(法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をい
三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項	三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第	五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第
三・四(略)	三・四 (略)
よる通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限る。)	よる通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)
って、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定に	って、同条第四項において準用する法第九十一条第一項の規定に
項に規定する創立総会をいう。以下同じ。)の日時以前の時であ	項に規定する創立総会をいう。以下同じ。)の日時以前の時であ
二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三	二 書面による議決権の行使の期限(創立総会(法第七十三条第三
一 (略)	一 (略)
する。	する。
一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と	一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と
第百十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第	第百十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第
(招集の決定事項)	(招集の決定事項)
現	改正案

# (招集の決定事項)

。)とする。
でに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除くる事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号ま第百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定め

## 一·二 (略)

を定めるときは、その特定の時の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日以後三、特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一条

## 四~六 (略)

に掲げる事項 法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次

期限とする旨を定めるときは、その特定の時以後の時に限る。)をもって電磁的方法による議決権の行使の条第一項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日本、特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一

#### 」 (略)

## 八<br /> ・<br /> 九<br /> (<br /> 略<br />

(会計監査人の選任に関する議案)

場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ第百四十五条(執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する

# (招集の決定事項)

。)とする。
でに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除くる事項は、次に掲げる事項(規約に第三号又は第五号から第七号ま第百四十条 法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定め

## 一・二 (略)

を定めるときは、その特定の時の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とする旨第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時以後特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一条

## 四~六(略)

に掲げる事項と場所の工第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、

期限とする旨を定めるときは、その特定の時、後の時に限る。)をもって電磁的方法による議決権の行使の条第一項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時イー特定の時(投資主総会の日時以前の時であって、法第九十一

## 口 (略)

## 八・九 (略)

(会計監査人の選任に関する議案)

場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなけ|第百四十五条 執行役員が会計監査人の選任に関する議案を提出する|

次

ればならない。

## 一~五 (略)

へ 当該候補者が当該投資法人の親法人(法第八十一条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又、賞与その他の職務執行の対価として投資法人から受ける財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人としての報酬の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人としての報酬の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第の利益及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する業務の対価を除く。)を受ける予定があるとき又、当該候補者が当該投資法人の親法人(法第八十一条第一項に規定は過去二年間に受けていたときは、その内容

(投資法人債権者集会の招集の決定事項)

事項とする。 七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる第百八十六条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第

#### (略)

を経過した日以後の時に限る。) 社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した日から二週間前の時であって、法第百三十九条の十第二項において準用する会二 書面による議決権の行使の期限(投資法人債権者集会の日時以

## 三・四(略)

五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九

ればならない。

## √五 (略)

その内容 との内容 との内容 との内容 との内容 との内容 との内容 としての報酬、賞与その他の職務執行の を受ける会計監査人としての報酬、賞与その他の職務執行の 対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法( 対価として投資法人から受ける財産上の利益及び公認会計士法( を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、 との内容

# (投資法人債権者集会の招集の決定事項

事項とする。 七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる第百八十六条 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第

#### (略)

を経過した時以後の時に限る。)
社法第七百二十条第一項の規定による通知を発した時から二週間前の時であって、法第百三十九条の十第二項において準用する会二 書面による議決権の行使の期限(投資法人債権者集会の日時以

## 三・四 (略)

五 法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百十九

条第三号に掲げる事項を定めたときは、 1 準用する会社法第七百二十条第一  $\mathcal{O}$ 日 日時以前の時であって、 電磁的方法による議決権の行使の期限 から二週間を経過した日以後の時に限る。 法第百三十九条の十第二項において 項の規定による通知を発した 次に掲げる事項 (投資法人債権者集会

#### 口 略

## 権者集会の招集の決定事 項

第 る事項とする。 十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 一百六条 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四 次に掲げ

## (略

第四項において準用する会社法第二 規定による通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限 であって、 0 書面による議決権の行使の期限 適用のある債権者の集会をいう。 同項において準用する会社法第五百四十九条第 一編第九章第二節第八款の規定 (債権者集会 以下同じ。 )の日時以前の時 (法第百六十四条 一項  $\hat{O}$ 

#### 三 · 四 (略)

五. 第 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八 前 項第三号に掲げる事項を定めたときは、 電磁的方法による議決権の行使の期限 時であって、 法第百六十四条第四項において準用する会社 (債権者集会の日時以 次に掲げる事項 条

> 0) 日時以前の時であって、 電磁的方法による議決権の行使の期限 法第百三十九条の十第二項におい (投資法人債権者集会

準用する会社法第七百二十条第一

項の規定による通知を発した

イ

条第三号に掲げる事項を定めたときは、

次に掲げる事項

略

時

から

一週間を経過した時以後の時に限る。

## 口

第 十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、 一百六条 《債権者集会の招集の決定事項》 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四

次に掲げ

### (略)

る事項とする。

る。 規定による通知を発した時から二週間を経過した時以後の時に限 であって、 0 第四項において準用する会社法第一 )適用のある債権者の集会をいう。 書面による議決権の行使の期限 同項において準用する会社法第五百四十九条第 (債権者集会 一編第九章第二節第八款の規定 以下同じ。 (法第百六十四 の日時以前の時 一項

#### 三. (略)

Ŧī. 第 法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百四十八 前の時であって、 項第三号に掲げる事項を定めたときは、 電磁的方法による議決権の行使の期限 法第百六十四条第四項において準用する会社 (債権者集会の日時以 次に掲げる事 項

間を経過した日以後の時に限る。) 法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した日から二週

(略)

口

口 略)

間を経過した時以後の時に限る。) 法第五百四十九条第一項の規定による通知を発した時から二週

65

上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)

2・3 (略)  3・3 (を)  3	締
大 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知って	・ 第一頁こ規定する場合こおハて、侯補者が社外取締役侯補者(ヘュ・3 (略)
(略) であるときは、参考書類には、当 う。以	社法施行規則第二条第三項第七号に規定する社外取締役候補者を
(略)       ことを当該会社が知って       たまは、その旨       ことを当該会社が知って       たま記さればならない。       ごを記載しなければならない。       ごを記載しなければならない。       ことを当該会社が知って       た、当該会社の特定関係事業者(会社法施行規則第二条第三項第一への方に規定する特定関係事業者をいう。以下この号、第四条のついる。       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	II <del>X</del>
(略)       ことを当該会社が知って       た当該会社が知って       た当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当該会社が知って       六当本ときは、その旨       十四項第六号及び第五条第七号において同じ。)の業務執行者       十分五	ない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。
(略)	)を記載しなければならない。
(略)	
(略)	当該候補者が次の
(略)	いるときは、その旨
(略) 七〜ホー(略) 中の項第六号及び第五条第七号において同じ。)の業務執行者 四項第六号及び第五条第七号において同じ。)の業務執行者 「「「「「」」」 「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」 「 」 「」 「	
(略) 七〜 ホ (略) ロック (略) ロック (略) ロック (略) ロック (略) ロック (の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
(略)     七〜九       ホ (略)     ロ〜ホ	であること。第四項第六号及び第五条第七号において同じ。)の業務執行
	ホ

# (会計監査人の選任に関する議案)

## 一~六 (略)

# (会計監査人の選任に関する議案)

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 湾書 該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書に当 提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当業を 第五条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を

## 一~六 (略)

は、 一様式の発行会社が公開会社である場合において、当該候補者が 当該会社の親会社若しくは当該親会社が会社でない場合におけるその他の財産上の利益(これらの者から受ける会計監査人として の子会社及び関連会社(当該親会社が会社でない場合におけるその報酬等及び公認会計士法第二条第一項の業務の対価を除く。) を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、そ を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、そ の内容

八 特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)

世類が二以上である場合はそ 3 で表 前 種 類 利	の資産の部に表示された債権とを区分して表示しなければならない	
性類が二以上である場合はそ 3 第一番	第一項第五号の明細は、特定資産	(削る)
Tal 第一下   Ta	の種類ごとに表示しなければならない。	の種類ごとに表示しなければならない。
田の明細 用の明細 だし書の規定により省略した事項があると だし書の規定により省略した事項があると だし書の規定により省略した事項があると だし書の規定により省略した事項があると だし書の規定により省略した事項があると だし書の規定により省略した事項があると がると だし書の規定により省略した事項があると がると だし書句があると た。 で目が がのかると で目が がのかると で目が がのかると で目が がのかると で目が がのかると で目が で目が がると でもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。 をもない。	3 第一項第三号の明細は、	3 第一項第三号の明細は、特定資産の種類が二以上でな
2 九八 七 六 五 前 き 類 明 定 会 合 発 細 託 会 員 第 項 は、第 第 の 細 目 社 他 を 行 (	て表示しなければならない。	て表示しなければならない。
カ 八 七 カ 五 カ ま 会 日 発 細 託 会 員 は、第 営 の 細 目 社 他 を 行 ( 受 社 特 と 第 ま な )	2	2 前項第一号の特定社債の明細は、第二十八条第二項の区分に従っ
カ 八 五 新 明 定 会 合 発 細 託 会 員 第 常 党 の 細 目 社 他 を 行 ( 受 社 特 と 第	きは、当該事項	きは、当該事項
八 類 明 目 社 他 を 行 ( 解 ) 知	九第五十八条第一	六 第五十八条第一項ただし書の規定により省略した事項があると
類明定会の発細託会員との対象を行っている。		五 営業収益及び営業費用の明細
明定会の発細託会員	類のものであるときは、その旨を含む。)	
第三者との間の取引であって 第三者との間の取引であって 特定目的会社が取得し、又は 特定目的会社が取得し、又は 特定目的会社が取得し、又は 一 (種類及び銘柄並びに当該性細 (種類及び名称を含む。)		
第三者との間の取引であって 第三者との間の取引であって 特定目的会社が取得し、又は 特定目的会社が取得し、又は 特定目的会社が取得し、又は 一	定目的会社の役員(会計参与を除く。)についての兼務の状	
第三者との間の取引であって特定目的会社が相反するものの明長との利益が相反するものの明長では、又は特定目的会社が取得し、又は一点で、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、	会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる当	
五 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配	他の会社の業務執行取締役、	(削る)
五 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配	合を含む。)	
田(種類及び銘柄並びに当該株式等に係る議決権の当該株式等 会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る 会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る 員との利益が相反するものの明細 五 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配	発行した法人の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占め	
<ul><li>託受益権を含む。以下この号において「株式等」という。)の会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る力、特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目員との利益が相反するものの明細 員との利益が相反するものの明細</li></ul>		
会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係る大が取得し、又は所有している他の会社、特定日前会社が取得し、又は所有している他の会社、特定日との利益が相反するものの明細 第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配	以下この号において「株式等」という。	
特定目的会社が取得し、又は所員との利益が相反するものの明細第三者との間の取引であって、	会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分(これらに係	
員との利益が相反するものの明細第三者との間の取引であって、	特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、	(削る)
第三者との間の取引であって、	員との利益が相反するものの明細	
	第三者との間の取引であって、	(削る)
のを除く。) という	表に表示したものを除く。)	表に表示したものを除く。)

6						5	4
前項第一号の明細は類のものであるとき	明細(当該他の会社の事業が当該特定目的会社の事業と同一の部定目的会社の役員(会計参与を除く。)についての兼務の状況の会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者を兼ねる当該特三。他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は	会会む。) 発行した法人の総株主、総社員又は総出 発行した法人の総株主、総社員又は総出	の号において「株式等」という。株式又は出資の持分(これら	<ul><li>特定目的会社が取得し、又は所有している他の会社、特定目的員との利益が相反するものの明細</li></ul>	第三者との間の取引であって、特定目的会社と役員又は支配社   る重要な事項を表示しなければならない。	、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の事業報告の内容を補足す各事業年度に係る特定目的会社の事業報告に係る附属明細書には	、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならないの管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用はの管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信
(新設)						(新設)	、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならないの管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産系一項第八号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信

九 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)

十四・十五 (略)	であるものとして計算すべき場合において、吸収合併消滅法人の一十三 少数投資主 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人併存続法人以外のものをいう。	法人(当該支配する者が投資法人でない場合におけるその子法人同じ。)その他の当該吸収合併存続法人を支配する者及びその子	人の親法人(法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下。)であるものとして計算すべき場合において、吸収合併存続法人(法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ	十二 中間子法人等 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法一〜十一 (略) 定めるところによる。	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に第二条 (略) (定義)	改正案
十三·十四 (略)	(新設)	投資口の口数の割合をいう。 る子法人をいう。以下同じ。)が有する当該吸収合併消滅法人の	る吸収合併存続法人の子法人(法第七十七条の二第一項に規定すう。以下同じ。)のうち自己投資口を除く投資口の総口数に占め済投資口(法第七十七条の二第一項に規定する発行済投資口をい	十二 中間子法人割合 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の発行一〜十一 (略) 定めるところによる。	2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に第二条 (略) (定義)	現行

第八条 定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、 吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算 価額を付さなければならない。 象財産には、 吸収合併存続法人は、 吸収合併消滅法人における当該吸収合併の直前の帳簿 吸収合併対象財産の全部の取得原価を 吸収合併対

2

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一条 が存する場合は、 法人の投資口に対応する部分に限る。) に対応する部分につき資産 として計算すべき場合には、 合併存続法人の親法人その他の当該吸収合併存続法人を支配する者 又は負債としてのれんを計上することができる。ただし、 吸収合併簿価投資主資本額 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるもの この限りでない 吸収合併存続法人は、吸収合併に際し (少数投資主が有する吸収合併消滅 当該吸収

- 場合について準用する 条第二項 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、 前項本文の
- 3 収合併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分 合併消滅法人の投資口の帳簿価額と吸収合併簿価投資主資本額 に限る。)との差額は、 第一項本文に規定する場合には、 利益又は損失に計上する。 吸収合併存続法人が有する吸収 吸

第八条 をもって測定することとすべき場合を除き、 価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法 なければならない。 吸収合併消滅法人における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さ 吸収合併存続法人は、 吸収合併対象財産の全部の吸収合併対 吸収合併対象財産には

2 略

(子法人と合併をする場合におけるのれん等の計上)

第十一条 吸収合併存続法人及びその子法人を除く。 除く。)の子法人であるものとして計算すべき場合には、 同じ。)その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存するものを 法人の親法人 合併対価に対応する部分につき資産又は負債としてのれんを計上す 存続法人は、吸収合併に際して、 ることができる。 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人(当該吸収合併存続 (法第八十一条第 当該吸収合併消滅法人の投資主 項に規定する親法人をいう。 に対して交付する吸収 吸収合併

- 2 について準用する。 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、 前項の場合
- 3 る。 併存続法人が有する吸収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限 消滅法人の投資口の帳簿価額と吸収合併簿価投資主資本額 第一項に規定する場合には、 )との差額は、 利益又は損失に計上する。 吸収合併存続法人が有する吸収合併 (吸収合

## 第三章 純資産

### 第三章 純資産

#### (通則)

ついては、この款の定めるところによる。 | 一人条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。)の増加額に | の投資口の交付を除く。)による投資法人の出資総額等(法第八十 | 第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付(合併に際して | 年

う。 その成立後において行う次に掲げる場合における投資口の発行をい 2 前項に規定する「成立後に行う投資口の交付」とは、投資法人が 2

じ。)を引き受ける者の募集を行う場合で、法第八十二条第一項に規定する募集投資口をいう。以下同資口(法第八十二条から第八十四条までに定めるところにより募集投

吸収合併後当該投資法人が存続する場合

第二節 吸収合併に際しての投資主資本

# (吸収合併存続法人の投資主資本)

次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。第二十二条、次条の規定を適用する場合を除き、吸収合併存続法人の

# 一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

#### (通則)

ついては、この款の定めるところによる。

八条第三項に規定する出資総額等をいう。以下同じ。)の増加額に
の投資口の交付を除く。)による投資法人の出資総額等(法第八十第十五条 投資法人がその成立後に行う投資口の交付(合併に際して

ででいう。 以下同じ。)を引き受ける者の募集を行う場合における投資口の発 以下同じ。)を引き受ける者の募集を行う場合における投資口の発 り募集投資口(法第八十二条から第八十四条までに定めるところによ での成立後に法第八十二条から第八十四条までに定めるところによ でに定めるところによ

# 第二節 吸収合併に際しての投資主資本

(時価で評価する場合における吸収合併存続法人の投資主資本)

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

。) イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額	ものとして計算すべき場合(次号及び第四号に掲げる場合を除く)	二 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係にある として	定することとすべき場合 吸収合併対価時価 二 吸収	他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測した右	吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その   一 吸収	掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。        号に定め	前項に規定する「吸収合併投資主資本変動額」とは、次の各号に 2 前項に	投資主資本変動額	ロ 吸収合併投資主資本変動額が零未満であるときは、吸収合併	イ 吸収合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の額	げる額の合計額	四 吸収合併後の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に掲 (新設)	額	三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の (新設)	た額	ロ 吸収合併投資主資本変動額から前号ロに掲げる額を減じて得 ロ 咽	イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額 イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額	一 吸収合併後の出資剰余金の額 次に掲げる額の合計額 ニー 吸収	収合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。) めた	吸収合併投資主資本変動額の範囲内で、吸収合併存続法人が吸の統	ロ 吸収合併投資主資本変動額が零以上の額であるときは、当該 ロ 咽	イ 吸収合併の直前の出資総額
		て考慮すべきもの	吸収合併に係る費用があるとき 当該費用のうち吸収合併対価	口を有しているとき 当該投資口	吸収合併存続法人が吸収合併の直前に吸収合併消滅法人の投資	めるものをも吸収合併対価として考慮するものとする。	項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各									吸収合併対価時価から前号ロに掲げる額を減じて得た額	吸収合併の直前の出資剰余金の額	吸収合併後の出資剰余金の額 次に掲げる額の合計額	めた額(零以上の額に限る。)	の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定	吸収合併対価時価が零以上であるときは、吸収合併対価時価	吸収合併の直前の出資総額

# イ 吸収合併簿価投資主資本額

- 人の投資口の帳簿価額 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法
- びロに掲げる額の合計額 - 吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限る。) イ及 - 吸収合併存続法人を支配する者が存しない場合に限る。) イ及 - の収合併消滅法人が吸収合併存続法人の発法人であるものとし
- 消滅法人の投資口に対応する部分に限る。) の投資口に係るものに限る。) の投資口に係るものに限る。)
- 収合併消滅法人の投資口に対応する部分に限る。) で計算すべき場合(当該吸収合併存続法人の親法人その他の当該の収合併存続法人を支配する者が存しない場合を除く。) 吸収の 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人の親法人その他の当該の収合併消滅法人が吸収合併存続法人の子法人であるものとし
- めるところに準じて計算して得た額ができない場合又は計算することが適切でない場合 第二号に定五 前各号の規定を適用することにより投資主資本を計算すること

(共通支配下関係にある場合における吸収合併存続法人の投資主資

本

(削る)

第二十三条 吸収合併消滅法人と吸収合併存続法人が共通支配下関係

に定める額とする。ただし、 にあるものとして計算すべき場合 には、 吸収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、 吸収合併存続法人が第二十五条の規定 (次条第一項に規定する場合を除 当該各号

を適用するものと定めたときは、この限りでない。

吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

吸収合併の直前の出資総額

口 吸収合併簿価投資主資本額の範囲内で、 吸収合併簿価投資主資本額が零以上の額であるときは、 吸収合併存続法人が吸 当該

らハ及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及び口に掲げる額の合計額か

収合併契約の定めに従い定めた額

(零以上の額に限る。

吸収合併の直前の出資剰余金の額

口 吸収合併簿価投資主資本額

前号ロに掲げる額

への投資口の帳簿価額 吸収合併の直前に吸収合併存続法人が有する吸収合併消滅法

吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の

げる額の合計額

額

吸収合併後の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に掲

吸収合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の額

簿価投資主資本額 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、 吸収合併

本) (子法人と吸収合併する場合における吸収合併存続法人の投資主資

ものを除く。)の子法人であるものとして計算すべき場合には、吸続法人の親法人その他当該吸収合併存続法人を支配する者が存する第二十四条 吸収合併消滅法人が吸収合併存続法人(当該吸収合併存

る。

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

収合併存続法人の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とす

イ 吸収合併の直前の出資総額

(吸収合併存続法人の子法人に交付するものに係るものを除く 吸収合併対価時価が零以上であるときは、吸収合併対価時価

い定めた額(零以上の額に限る。)

。)の範囲内で、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従

、吸収合併存続法人が吸収合併契約の定めに従い定めた額(零簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額の範囲内で、一吸収合併簿価投資主資本額が零以上であるときは、吸収合併

額から二及びホに掲げる額の合計額を減じて得た額二 吸収合併後の出資剰余金の額 イからハまでに掲げる額の合計

以上の額に限る。)

イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額

のに係るものを除く。)

のに係るものを除く。)

吸収合併対価時価(吸収合併存続法人の子法人に交付するも

(出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本)

一 吸収合併後の出資総額 次に掲げる額の合計額

ハ 吸収合併簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額

ニ 前号ロに掲げる額

ホ 前号ハに掲げる額

三 吸収合併後の任意積立金の額 吸収合併の直前の任意積立金の

額

四 吸収合併後の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に場

げる額の合計額

ロ 吸収合併簿価投資主資本額が零未満であるときは、吸収合併

簿価投資主資本額に中間子法人割合を乗じて得た額

吸収合併対価について準用する。 の場合における吸収合併存続法人の子法人以外の投資主に交付する 第二十二条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前項

(出資総額等も引き継ぐ場合における投資主資本)

第 併存続法人の次の各号に掲げる額は、 総額、 資総額、 損失を引き継ぐものとして計算すべきときは、 理損失についても吸収合併消滅法人における吸収合併の直前の出資 の直前の帳簿価額を付すべき場合において、 一十五条 吸収合併後の出資総額 出資剰余金、任意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理 出資剰余金、 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併 任意積立金及び当期未処分利益又は当期未処 次に掲げる額の合計額 当該各号に定める額とする。 吸収合併存続法人の出 吸収合併後の吸収

- イ 吸収合併の直 前 0) 出資総 額
- 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の 出資総額
- 吸収合併後の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額か
- イ 吸収合併の直前の出資剰余金の額

6

ハに掲げる額を減じて得た額

- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額
- 吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人の有する吸収合併
- 滅法人の投資口の帳簿価 額
- 三 吸収合併後の任意積立金の額 次に掲げる額の合計額
- 吸収合併の直前の任意積立金の額
- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の任意積立金の
- 兀 吸収合併後の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に掲

げる額の合計額

- 吸収合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の 額
- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の当期未処分利益又は当

期未処理損失の額

- 2 意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失につき吸収合併消 項に規定する 「吸収合併 存続法人の出資総額 出資剰余金、 任
- 金及び当期 滅法人における吸収合併の直前の出資総額 未処分利 益又は当期 未処 理損失を引き継ぐものとして計 出資剰余金、 任意積立
- をいう。 算することが適切である場合」とは 吸収合併対象財産に吸収合併消滅法人における吸収合併の直前 次のいずれにも該当する場合

- 吸収合併の直前 0 出資総算 額
- 口 吸収合併の直 |前の吸収合併消滅法人の出資総額
- 5 吸収合併後の出資剰余金の額 ハに掲げる額を減じて得た額 イ及びロに掲げる額の合計額
- 吸収合併の直前の出資剰余金の額
- 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の出資剰余金の額

口 イ

- 吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人の有する吸収合併
- 滅法人の投資口の帳簿価 額
- Ξ 吸収合併後の任意積立金の額 次に掲げる額の合計

額

- イ 吸収合併の直前の任意積立金の額
- 口 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の任意積立金の
- 兀 吸収合併後の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に掲
- げる額の合計額
- イ 吸収合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の額
- 吸収合併の直前の吸収合併消滅法人の当期未処分利益又は当

口

(新設)

期未処理損失の額

の帳簿価額を付すべき場合であること。

次に掲げるいずれかの場合であること。

前項の規定に従って計算すべき場合

る場合において いこの条の規定を適用するものと定めたとき イに掲げる場合のほか、 吸収合併 前条第二項第二号又は第五号に掲げ 存続法人が吸収合併契約の定めに従

第 一十四条及び第二十五条 削除

第三節 設立時の投資主資本

第一款 通常の設立

第二十六条 金額 用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の 設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る 払込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額)とする。 設立時発行投資口の払込金額とは、 (外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を 法第七十一条第十項において準

2

(略)

第二款

新設合併

(新設)

第三節

設立時の投資主資本

第一款 通常の設立

第二十六条 額 用する会社法第六十三条第一項の規定により払込みを受けた金銭の 設立時発行投資口の払込金額とは、 設立する場合における投資法人の設立時に行う投資口の発行に係る 込みがあった日の為替相場に基づき算出された金額)とする。 (外国の通貨をもって金銭の払込みを受けた場合にあっては、 (略) 法第七十条の二第一項に規定する方法により投資法人を 法第七十一条第十項において準 払

第二款 新設合併 2

上の額に限る。)

のをいう。以下この項において同じ。)
主資本額のうち、新設合併取得法人から承継するものに係るもイ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額(新設合併簿価投資

同じ。) 人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて 人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて 新設合併対価時価 (新設合併取得法人以外の新設合併消滅法

二 設立時の出資剰余金の額 新設合併投資主払込資本額(当該新

(時価で評価する場合における新設合併設立法人の投資主資本)

り次項の規定によるものと定めたときは、この限りでない。 げる額は、当該各号に定める額とする。ただし、新設合併契約によその他当該新設合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって下この条において同じ。)の全部の取得原価を新設合併対価の時価二十七条 新設合併対象財産(新設合併取得法人の財産を除く。以

設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額(新設合併簿価投資 主資本額のうち、新設合併取得法人が新設合併契約の定めに従い定 の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従るも の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに係るも の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに係るも の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに係るも のをいう。以下この項において同じ。) (当該新設合併取得法 のをいう。以下この項において同じ。)

に従い定めた額(零以上の額に限る。)同じ。)の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定め人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいてロ 新設合併対価時価(新設合併取得法人以外の新設合併消滅法

一 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ

人が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)ら設立時の出資総額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法設合併投資主払込資本額が零未満である場合にあっては、零)か

(削る)

(削る)

(削る)

三 設立時の任意積立金の額 零

四 設立時の当期未処分利益の額 零

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額

口

に従い定めた額(零以上の額に限る。)同じ。)の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定め人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて教設合併対価時価(新設合併取得法人以外の新設合併消滅法

及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

口 新設合併対価時価

前号口に掲げる額

合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)に掲げる額を減じて得た額の範囲内で、新設合併消滅法人が新設

法人部分投資主払込資本額が零未満である場合にあっては、零イ 新設合併取得法人部分投資主払込資本額(当該新設合併取得

)

口 新設合併対価時価

、設立時の出資総額

三 設立時の任意積立金の額 零

四 設立時の当期未処分利益の額 零

に掲げる額は、当該各号に定める額とする。 2 前項ただし書に規定する場合には、新設合併設立法人の次の各

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資総額

司じ。)の範囲内で、新設合并肖威去人が新設合并契約の定め人の投資主に交付するものに係るものに限る。次号ロにおいて口「新設合併対価時価(新設合併取得法人以外の新設合併消滅法」

設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からいに従い定めた額(零以上の額に限る。) 同じ。)の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定め

イ 新設合併取得法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

及び二に掲げる額の合計額を減じて得た額

口 新設合併対価時価

人の投資口の帳簿価額ニニー新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法人

の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前三 設立時の任意積立金の額 新設合併取得法人の新設合併の直前

得法人の新設合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の四 設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 新設合併取

(削る)

(共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資|

新設合併設立法人の次の各号に掲げる額は、各新設合併消滅法人にして計算すべき場合(次条の規定を適用する場合を除く。)には、第二十八条 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものと

一 設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

ついての当該各号に定める額の合計額とする。

する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおけるイ 投資主資本承継消滅法人(新設合併消滅法人がこの号に規定

人の投資口の帳簿価額ニ新設合併の直前に新設合併取得法人が有する新設合併取得法

の任意積立金の額の任意積立金の額の任意積立金の額の任意積立金の額の設定の指数のである。

得法人の新設合併の直前の当期未処分利益又は当期未処理損失の記。設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額。新設合併取

兀

3 前二項に規定する場合において、次の各号に掲げるときは、当該額

各号に定めるものをも新設合併対価として考慮するものとする。

として考慮すべきもの 当該費用のうち新設合併対価 新設合併取得法人を除く。)の投資口を有しているとき 当該投資口 新設合併取得法人が新設合併の直前に新設合併消滅法人(新設

本)
(共通支配下関係にある場合における新設合併設立法人の投資主資

設立時の出資総額 次に掲げる額の合計額

する投資主資本承継消滅法人となることを定めたときにおけるイ 投資主資本承継消滅法人(新設合併消滅法人がこの号に規定

当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の

出資総額

(1) 新設合併簿価投資主資本額(非投資主資本承継消滅法人か)

ら承継するものに係るものに限る。

投資主資本承継消滅法人の投資口の帳簿価額 (2) 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該非

及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額一 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額からハ

主払込資本額が零未満である場合にあっては、零) 中 非承継法人部分投資主払込資本額(当該非承継法人部分投資イ 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

前号ロに掲げる額

本承継消滅法人の投資口の帳簿価額ニ 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する投資主資

当該新設合併消滅法人をいう。以下この条において同じ。)の

出資総額

口

新設合併判滅法人をいう。以下この条において同じ。)の新設合併簿価投資主資本額(非投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。) (当該新設合併簿価投資主資本額が零未満である場合にあっては、零)の範囲内で、新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従い定めた額(零以上の額に限る。)

(新設)

(新設)

及びニに掲げる額の合計額を減じて得た額 設立時の出資剰余金の額 イ及びロに掲げる額の合計額から

日 非投資主資本承継消滅法人の新設合併簿価投資主資本額(非 投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の出資剰余金の額

) (当該新設合併簿価投資主資本額が零未満である場合にあて投資主資本承継消滅法人から承継するものに係るものに限る。

ては、零)

ハ 前号ロに掲げる額

主資本承継消滅法人の投資口及び他の新設合併消滅法人の投資ニ 新設合併の直前に投資主資本承継消滅法人が有する当該投資

の直前の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併三 設立時の任意積立金の額 投資主資本承継消滅法人の新設合併

額の合計額 四 設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 次に掲げる

該非承継法人部分投資主払込資本額が零未満であるときは、当口非承継法人部分投資主払込資本額が零未満であるときは、当

口

(出資総額等も引き継ぐ場合等における投資主資本)

「二十九条 新設合併設立法人の出資総額、出資剰余金、任意積立金」であるは、当該各号に定める額とする。とい適切である場合には、新設合併設立法人の次の各号に掲及び当期未処分利益又は当期未処理損失を引き継ぐものとして計算及び当期未処分利益又は当期未処理損失につき全部の新設合併消滅及び当期未処分利益又は当期未処理損失につき全部の新設合併消滅という。

資総額の合計額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出

一 設立時の出資剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減

じて得た額

### この帳簿価額

の直前の任意積立金の額と資主資本承継消滅法人の新設合併三に設立時の任意積立金の額に投資主資本承継消滅法人の新設合併

額の合計額設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額、次に掲げる

兀

投資主資本承継消滅法人の新設合併の直前の当期未処分利益

イ

又は当期未処理損失の額
・
投資主資本遅維消滅法人の親認合併の直前の当期未处分利益

該新設合併簿価投資主資本額
承継するものに係るものに限る。)が零未満であるときは、当承継するものに係るものに限る。)が零未満であるときは、当新設合併簿価投資主資本額(非投資主資本承継消滅法人から

(出資総額等も引き継ぐ場合における投資主資本)

は当期未処理損失を引き継ぐべきときは、新設合併設立法人の次のとの直前の出資総額、出資剰余金、任意積立金及び当期未処分利益又の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立法設合併の直前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立法の直がの重前の帳簿価額を付すべき場合において、新設合併設立法の方がである。

資総額の合計額 一設立時の出資総額 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出

各号に掲げる額は、

当該各号に定める額とする。

一 設立時の出資剰余金の額 イに掲げる額からロに掲げる額を減

じて得た額

新設合併の直 前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合

口 及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口

設立時の任意積立金の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法

人の任意積立金の額の合計額

兀 直 前の各新設合併消滅法人の当期未処分利益又は当期未処理損失 設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 新設合併

2 項に規定する 額の合計額 「新設合併設立法人の出資総額 出 資剰余金 任

意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失につき全部の新設 意積立金及び当期未処分利益又は当期未処理損失を引き継ぐものと 合併消滅法人における新設合併の直前の出資総額 出資剰余金、 任:

して計算することが適切である場合」とは、 次のいずれにも該当す

る場合をいう。

合併の直前の帳簿価額を付す 新設合併対象財産の全部につき新設合併消滅法人における新設 べき場合であること。

次に掲げるいずれかの場合であること。

前項の規定に従って計算すべき場合

口 イに掲げる場合のほか 次に掲げるい ず れ か 0 場合において

新設合併消滅法人が新設合併契約の定めに従いこの条の規定

を適用するものと定めたとき。 新設合併消滅法人の全部が共通支配下関係にあるものとし

> イ 新設合併の直前の各新設合併消滅法人の出資剰余金の額の合

計額

口 及び他の新設合併消滅法人の投資口の帳簿価額 各新設合併消滅法人が有する当該新設合併消滅法人の投資口

設立時の任意積立金の額 新設合併の直前の各新設合併消滅法

人の任意積立金の額の合計額

兀

の額の合計額 直前の各新設合併消滅法人の当期未処分利益又は当期未処理損失 設立時の当期未処分利益又は当期未処理損失の額 新設合併

(新設

## て計算すべき場合

ない場合 本を計算することができない場合又は計算することが適切で本を計算することができない場合又は計算することが適切で2) 第二十七条又は前条の規定を適用することにより投資主資

(その他の場合における投資主資本)

の限りでない。 一 では、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるとない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるとない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるとない場合には、新設合併設立法人の投資主資本は、同条の定めるとない場合には、新設合併設立法人の規定を適用することにより投

計算する。

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(その他の場合における投資主資本)

合併設立法人の投資主資本は、第二十八条の定めるところに準じてことができない場合又は計算することが適切でない場合には、新設第三十条 前三条の規定を適用することにより投資主資本を計算する

(貸借対照表に関する注記)

第六十二条(貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一~五 (略)

支配投資主(投資法人の発行済投資口の総口数の過半数の投資工を有する投資主、投資法人の発行済投資口の総口数の過半数の投資工法を設備権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務を対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について工法と定額

七〜十一 (略) について一括した金額

七~十一(略)

十 特定目的会社の社員総会に関する規則(平成十八年内閣府令第五十三号)

する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日が前事業年度に係る定時社員総会において、同号の日時を決している。	第四号に掲げる事項を定めたと 三 第四号に掲げる事項を定めたと 三 る当該事項を除く。) おら二まで及びへに掲げる事項 た日から二週間を経過した日以 た日から二週間を経過した日以 た日から二週間を経過した日以 た日から二週間を経過した日以 た日から二週間を経過した日以	二 (略) 二 (略) 二 (略) 三 法第五十四条第一項第三号又は 三 法第五十四条第一項第三号又は についての定めがある場合におけ イ (略)
改 正 案 現 行	第三条 法第五十四第三条 法第五十四条 である場合にお である場合にお した理由	(招集の決定事項) 第三条 法第五十四条第一 は、次に掲げる事項と十 一 法第五十四条第一項 である場合において、 の日に応当する日とを

四~六 (略) こ~へ (略) 限とする旨を定めるときは、その特定の時

四〜六(略)
こ〜へ(略)

十一 特定目的信託の権利者集会等に関する規則(平成十八年内閣府令第五十四号)

改正案	現行
(権利者集会の招集の決定事項)	(権利者集会の招集の決定事項)
第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法	第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法
(平成十七年法律第八十六号) 第七百十九条第四号に規定する内閣	(平成十七年法律第八十六号)第七百十九条第四号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 (略)	一 (略)
二 特定の時(権利者集会の日時以前の時であって、法第二百四十	二 特定の時(権利者集会の日時以前の時であって、法第二百四十
二条第二項の規定により通知を発した日から二週間を経過した日	二条第二項の規定により通知を発した時から二週間を経過した時
以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とす	以後の時に限る。)をもって書面による議決権の行使の期限とす
る旨を定めるときは、その特定の時	る旨を定めるときは、その特定の時
三•四 (略)	三・四(略)